

平成22年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成22年2月22日 午前10時10分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田 秀雄
3番 林 修三
4番 山口 孝弘
5番 小高 良則
6番 湯浅 祐徳
7番 川上 雄次
9番 古場 正春
10番 林 政男
11番 横田 義和
12番 鯨井 眞佐子
13番 加藤 弘
14番 古川 宏史
15番 山本 邦男
16番 京増 藤江
17番 右山 正美
18番 小澤 定明
19番 京増 良男
20番 丸山 わき子
21番 新宅 雅子
22番 北村 新司

1. 欠席議員は次のとおり

8番 中田 眞司

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
教	育	長 川島 澄男
総	務	部 長 浅羽 芳明
市	民	部 長 小倉 裕
経	済	環 境 部 長 森井 辰夫
建	設	部 長 並木 敏

会計管理者	越川みね子
教育委員会教育次長	尾高幸子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	江澤弘次
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石井勲
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	藏村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

.....

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主任主事	栗原孝治

+

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成22年2月22日（月）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の一部変更
- 日程第4 議案の上程
 - 諮問第1号、議案第1号から議案第28号
 - 提案理由の説明
 - 諮問第1号、議案第1号
 - 質疑、委員会付託、討論省略、採決
- 日程第5 休会の件

○議長（北村新司君）

本日、平成22年3月第1回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、諮問1件、議案28件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、いまだ厳しい寒さが続いております。皆様方には、十分ご自愛の上、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成22年3月第1回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は20名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、秘書広報課より取材依頼があり、許可いたしましたのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、2月15日までに受理した陳情5件、要望3件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から11月から12月予算執行分にかかる例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第164条第1項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届け出が中田眞司議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、横田義和議員、林政男議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○山本邦男君

おはようございます。平成22年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月15日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

3月定例会に上程される案件は、諮問1件、議案28件であります。

次に、一般質問の通告が、代表質問4人、個人質問10人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月19日までの26日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛

同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（北村新司君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から3月19日までの26日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

会期は26日間に決定しました。

日程第3、議席の一部の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、ただいまご着席のとおり、議席1番、桜田秀雄議員を議席2番へ。議席2番、林修三議員を議席3番へ。議席3番、山口孝弘議員を議席4番へ。議席4番、小高良則議員を議席5番へ。議席5番、湯浅祐徳議員を議席6番へ。議席6番、川上雄次議員を議席7番へ。議席7番、中田眞司議員を議席8番へ。議席8番、古場正春議員を議席9番へ。議席9番、林政男議員を議席10番へ。議席10番、横田義和議員を議席11番へ。議席11番、鯨井眞佐子議員を議席12番へ。議席12番、加藤弘議員を議席13番へ。議席13番、古川宏史議員を議席14番へ。議席14番、山本邦男議員を議席15番へ。

議席の一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定しました。

日程第4、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号から議案第28号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号及び議案第1号から議案第28号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日、ここに平成22年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事に関する諮問1件、議案として人事案件、条例の新規制定及び一部改正、一部事務組合の規約改正等に関する協議、市道路線の廃止、変更

及び認定、平成21年度各会計補正予算、平成22年度各会計予算、計28議案でございます。

議案の説明に先立ち、平成22年度の市政運営方針についてご説明を申し上げます。

本市では、「八街市総合計画2005」を平成17年に策定し、将来都市像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の具体化に向け、平成17年から平成21年までの第1次基本計画に沿って、さまざまな施策を展開してまいりました。本年は、第2次基本計画のスタートの年であり、本計画に沿った各種施策を展開してまいりたいと考えております。

平成22年度の主な事業といたしましては、一の街めざします！便利で快適な街づくりのため、八街駅北側地区土地区画整理事業を引き続き推進いたします。本事業の進捗率は、平成21年度末現在、約97パーセントでありますので、平成23年度完成を目指してまいります。八街バイパス事業につきましては、平成22年度において一部区間において工事が完了する予定と聞いておりますので、平成23年度から一部区間の供用を開始できるよう努力してまいります。

また、現在、工事中であります文違1号線につきましても、一部用地の買収ができない箇所がありましたので、引き続き努力し、平成22年度完成を目指してまいります。

二の街めざします！安全で安心な街づくりのため、市内のカーブミラーをはじめとする交通安全施設の整備や防犯灯の設置を行ってまいります。

また、平成23年度からの第9次交通安全計画の作成や計画に基づく実施等、交通安全施策の総合的な推進を目指すため交通安全条例を制定いたします。

なお、新規事業として、地域の安全のため、駅や学校・公園など徒歩による巡回パトロールをはじめ警戒活動、防犯設備の点検・指導等行う地域安全パトロール事業を実施いたします。

次に、災害に強い街づくりを推進するため、住宅の耐震診断を行う市民の方に対し、費用の一部を助成することにより、地震時における住宅の安全に対する市民意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

三の街めざします！健康と思いやりにあふれる街づくりのため、児童保健医療にかかる自己負担の軽減を図り、児童の保健向上及び子育て支援を目的として、児童医療費助成事業の対象を、昨年9月から小学校3年生まで拡大したところですが、昨年12月に議員の皆様方並びに職員のボーナスの削減により捻出された財源をもとに、本年の4月からさらに小学校6年生まで拡大してまいりたいと考えております。

各種がん検診及び結核健康診断の実施により、疾病の早期発見並びに予防知識の普及を図ってまいりましたが、近年、前立腺がんの発症が急増している状況にあり、高齢化社会にある日本において、今後、最も増加が予想されるがんであるとも言われております。このことから、平成22年度から前立腺がんの検診を追加し、さらなる検診事業の充実を図ってまいります。

四の街めざします！豊かな自然と共生する街づくりのため、公園や緑地の適正な管理に努めるとともに、不法投棄監視対策事業による産業廃棄物等の不法投棄防止に引き続き努めてまいります。

昨年4月から、ごみの分別方法を見直し、プラスチック製包装容器のリサイクル化を開始いたしました。2年目となる今年度は、ごみの分別の徹底を図ることにより、ごみの減量化とリサイクル化を図ってまいりたいと考えております。

また、ごみ集積所に関する諸情報をデータベース化することにより、ごみ集積所の適正な管理並びに円滑な収集業務を行うため、ごみ集積所管理システムを作成いたします。

五の街めざします！心の豊かさを感じる街づくりのため、スポーツプラザの多目的広場の夜間照明に引き続きテニスコートの夜間照明を設置し、夜間の使用を可能にすることによりスポーツの普及と健康づくりを図ってまいりたいと考えております。

近年、全国的に子どもたちの学力の低下が問題視されておりますが、本市においても、小中学校の生徒の学力向上が喫緊の課題であると考え、各小学校に学力向上推進員を配置し、子どもたちの学力向上を図ってまいります。

六の街めざします！活気に満ちあふれる街づくりのため、北総中央用水土地改良事業を引き続き推進するとともに、環境保全型土づくり対策事業の普及拡大に努めてまいります。

また、訪問販売によるトラブルや多重債務、架空請求等の相談等、消費生活全般にわたる相談業務の充実を図るため、消費生活センターを設置いたします。

七の街めざします！市民とともにつくる街づくりのため、地区コミュニティ事業の支援をはじめ、産業まつりや、ふれあい夏まつりを支援しながら市民と行政の協働を推進してまいります。

なお、市民との協働を推進するため、市民参画協働条例を策定してまいります。

八の街めざします！市民サービスの充実した街づくりのため、電子自治体の構築に向け、検診通知システムをはじめ、公的個人認証用窓口装置や情報系ネットワーク機器の更新を推進いたします。

また、市税等の相談窓口の日曜開庁や閉庁時間の延長等、市民サービスの向上に引き続き努めてまいりますとともに、行財政改革に今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、各会計の予算の概要についてご説明いたします。

一般会計につきましては、予算額は178億2千万円で、前年度と比較して9.3パーセント、15億1千万円の増となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、予算額は74億4千698万5千円で、前年度と比較して3.3パーセント、2億3千550万3千円の増となっております。

老人保健特別会計につきましては、予算額は146万7千円で、前年度と比較して91.1パーセント、1千506万7千円の減となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額は3億9千372万円で、前年度と比較

して35.0パーセント、1億203万8千円の増となっております。

介護保険特別会計につきましては、予算額は28億5千856万3千円で、前年度と比較して6.7パーセント、1億7千849万6千円の増となっております。

学校給食センター事業特別会計につきましては、予算額は7億2千241万6千円で、前年度と比較して1.9パーセント、1千409万4千円の減となっております。

下水道事業特別会計につきましては、予算額は7億4千251万円で、前年度と比較して0.3パーセント、201万1千円の減となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出では、収入予算額は11億524万円で、前年度と比較して1.8パーセント、2千23万4千円の減、支出予算額は10億9千729万3千円で、前年度と比較して1.6パーセント、1千833万8千円の減、資本的収入及び支出では、収入予算額は4億9千72万1千円で、前年度と比較して184.1パーセント、3億1千800万2千円の増、支出予算額は6億4千701万2千円で、前年度と比較して77.1パーセント、2億8千172万5千円の増で、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億5千629万1千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

以上で、平成22年度予算についての概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、提案いたしました各議案につきましてご説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員であります「佐藤鐵雄」「行方美恵子」両氏の任期が平成22年6月30日をもって満了いたしますが、引き続き両氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。固定資産評価審査委員会委員であります「三本英通」氏の任期が平成22年3月9日をもって満了いたしますが、引き続き同氏を委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、労働基準法が改正されたことに伴い、月60時間を超える時間外勤務にかかる手当の支給割合の引き上げ及び当該割増分の手当の支給にかえて代替休を与えることについて、関係規定を改めるものでございます。

議案第3号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、消費生活相談員、交通安全対策会議委員及び市税等収納補助員について改正等をするものでございます。初めに、昨年9月の消費者庁設置に伴い「消費生活苦情相談員」の業務が増大したことから、日額報酬を引き上げるとともに、相談内容が苦情にとどまらず広範囲なものとなっているので、その名称も「消費生活相談員」に改めるものでございます。

次に、今回提案しております八街市交通安全条例において置くこととしております「交通

安全対策会議委員」を新たに規定するものでございます。

最後に、本年4月1日から職員の1日当たりの勤務時間が15分短縮されることに伴い、この勤務時間を積算根拠としている「市税等収納補助員」の月額報酬を引き下げるものでございます。

議案第4号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、本市が厳しい財政状況にあることから、一般職の職員の管理職手当について、平成22年度においても20パーセントの削減を継続するものでございます。

議案第5号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、医療費給付費等の増加により国保財政が厳しい状況にあり、その財源を確保するため、課税限度額を法定限度額まで引き上げるものでございます。

議案第6号は、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、ごみ収集場所に出されたものから市の財産となっている古紙等の資源物が抜き取られることを防ぐため、抜き取り禁止規定及び罰則規定を設けるものでございます。

議案第7号は、八街市交通安全条例の制定についてでございます。これは、本市における交通安全を確保するため、基本理念を定め、交通安全に関する施策を推進することにより、交通事故の防止を図り、もって市民の安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的に定めるものでございます。

議案第8号は、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本年4月1日から道路占用料が一部減額されることに伴い、これを準用している八街市行政財産使用料徴収条例中の電柱、地下埋設管等の使用料が減額されることとなります。この行政財産使用料と八街市都市公園条例中の使用料との整合を図るため、同様に減額するものでございます。

議案第9号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が平成22年3月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合の組織団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号は、市道路線の廃止についてでございます。これは、八街バイパス建設工事に伴い、八街バイパス及び側道と重複した部分がある市道1路線を廃止するものでございます。

議案第11号は、市道路線の変更についてでございます。これは、八街バイパス建設工事に伴い、8路線を変更するものでございまして、バイパスにより分断される市道、あるいは

道路延長が短縮される市道について、3路線の起点、5路線の終点をそれぞれ変更するもの
でございます。

議案第12号は、市道路線の認定についてでございます。これは、八街バイパス建設工事に
伴い、新たに認定するものが9路線でございまして、主に市道がバイパスにより分断され
る路線の起点または終点の変更によるものでございます。また、開発行為による整備に伴い、
市に帰属された道路を新たに認定するものが1路線でございます。

議案第13号は、平成21年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正
予算は、既定の予算に5億9千55万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を185億8千
605万8千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金として国の2次
補正予算に基づく、きめ細かな臨時交付金等合わせて2億6千524万1千円、市債1億7
千610万円、財政調整基金繰入金2億9千108万5千円を増額し、交付金関係で1億2
50万円、千葉県農業づくり交付金等の県支出金1千138万8千円、市税合わせて5千1
84万7千円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業1億4千230万9千円、
地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業1億2千102万3千円、実住小学校屋内運動場
耐震補強事業費2億722万6千円、特別会計繰出金1億4千552万4千円を増額し、後
期高齢者医療事業費1千410万円、飼料増産緊急対策事業費809万2千円、家庭用小型
合併浄化槽設置事業費810万円を減額するのが主なものでございます。

議案第14号は、平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてございま
す。この補正予算は、既定の予算に3億8千201万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額
を79億141万5千円とするものでございます。歳入につきましては、療養給付費等負担
金調整交付金等の国庫支出金2億237万2千円、一般会計繰入金1億2千59万1千円を
増額し、国民健康保険税9千14万4千円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、一般、退職被保険者等療養給付費負担金・一般被保険者療養費負担
金3億6千144万4千円を増額し、医療費適正化特別対策事業費900万円、特定健康診
査等事業費900万円を減額するのが主なものでございます。

議案第15号は、平成21年度八街市老人保健特別会計補正予算についてでございます。
この補正予算は、既定の予算から177万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3千62
7万8千円とするものでございます。歳入につきましては、第三者納付金に係る諸収入1千
239万8千円を増額し、支払基金交付金771万7千円を減額するのが主なものでござい
ます。

歳出につきましては、一般会計繰出金1千353万2千円を増額し、医療給付費・医療費
支給費1千526万4千円を減額するのが主なものでございます。

議案第16号は、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてござい
ます。この補正予算は、既定の予算に2千241万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億
1千993万9千円とするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料

+

2千492万6千円を増額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金2千241万円を増額するものでございます。

議案第17号は、平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に17万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億5千318万1千円とするものでございます。歳入につきましては、財産運用収入17万6千円を増額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、介護サービス等諸費給付事務1千万円を増額し、介護予防サービス給付事務1千万円を減額するのが主なものでございます。

議案第18号は、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に881万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億4千663万3千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金4千819万5千円を増額し、給食事業収入3千938万5千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、調理場維持管理費・給食事業費839万3千円を減額するのが主なものでございます。

議案第19号は、平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から3千556万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1千519万4千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金2千39万4千円、下水道事業債1千110万円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、公共下水道汚水整備事業費1千939万円、公共下水道雨水整備事業費1千162万円を減額するのが主なものでございます。

議案第20号は、平成21年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきまして、既定の予算から1千592万7千円を減額し、収益的収入予算の総額を11億1千279万3千円とするもので、給水収益、給水申込負担金等の減等によるものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算に24万1千円を増額し、収益的支出予算の総額を11億1千795万3千円とするもので、人件費及び特別損失の増等によるものでございます。

資本的収入につきましては、既定の予算から787万7千円を減額し、資本的収入予算の総額を1億7千921万9千円とするもので、出資金及び工事負担金の減によるものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算から42万円を減額し、資本的支出予算の総額を3億7千963万3千円とするもので、人件費の増及び建設利息の減によるものでございます。

議案第21号から議案第28号までは、平成22年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては、先ほどご説明いたしましたが、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明させます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、

可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（北村新司君）

議案説明中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時01分）

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、議案第21号、平成22年度八街市一般会計予算につきまして説明いたします。お手元に配付をしてございます平成22年度八街市予算書の5ページをごらん願いたいと思います。

ここでは、平成22年度八街市一般会計予算につきまして定めております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億2千万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を6ページから11ページまでの第1表歳入歳出予算によるものとしております。

歳入歳出予算の総額を前年度と比較いたしますと、15億1千万円、率にいたしまして9.3パーセントの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をするために、事項、期間及び限度額を12ページにございます第2表債務負担行為によるものとしております。

次に、第3条でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を13ページの第3表地方債によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額を5億円と定めております。

次に、第5条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

それでは、続いて一般会計予算の主な内容についてご説明をいたします。

6ページの第1表歳入歳出予算をごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入予算について説明をいたします。

1款市税の計上額につきましては、72億7千646万2千円で、歳入全体の40.8パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと4千729万1千円、0.6パーセントの減を見込んでございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、2億1千600万円で、前年度と比較いたしますと900万円、4.0パーセントの減となっております。

+

次に、3款利子割交付金につきましては、2千700万円で、前年度と比較いたしますと600万円、18.2パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金につきましては、1千200万円で、前年度と比較いたしますと300万円、20.0パーセントの減となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、530万円で、前年度と比較いたしますと570万円、51.8パーセントの減となっております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、5億2千900万円で、前年度と比較いたしますと1億5千300万円、22.4パーセントの減となっております。

続きまして、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、760万円で、前年度と比較いたしますと80万円、11.8パーセントの増となっております。

続きまして、7ページをごらん願います。

8款自動車取得税交付金につきましては、5千800万円で、前年度と比較いたしますと4千400万円、26.3パーセントの減となっております。

次に、9款地方特例交付金につきましては、1億2千200万円で、前年度と比較いたしますと6千500万円、52.8パーセントの減となっております。

次に、9款地方特例交付金につきましては、1億4千900万円で、前年度と比較をいたしますと2千700万円、22.1パーセントの増となっております。

次に、10款地方交付税につきましては、31億円で、歳入全体の17.4パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと2億円、6.9パーセントの増となっております。これにつきましては、平成22年度地方財政対策により、既定の加算とは別枠の加算等によりまして、地方交付税が約1兆1千億円、前年度と比較をいたしますと6.8パーセント増額されていることが主な要因でございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金につきましては、1千万円で、前年度と同額となっております。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、2億482万1千円で、前年度と比較いたしますと966万2千円、5.0パーセントの増となっております。

次に、13款使用料及び手数料につきましては、2億8千430万円で、前年度と比較いたしますと2千426万6千円、7.9パーセントの減となっております。

次に、14款国庫支出金につきましては、24億9千634万9千円で、前年度と比較いたしますと11億6千854万5千円、88.0パーセントの増となっております。これにつきましては、平成22年度より、こども手当創設に伴う、こども手当負担金が新たに事務費を含めまして約11億3千万円交付されることによるものでございます。

続きまして、15款県支出金につきましては、11億235万3千円で、前年度と比較いたしますと1億6千509万8千円、17.6パーセントの増となっております。これにつきましては、国庫支出金と同様、こども手当負担金が新たに交付をされること。また、雇用創出に伴う補助金、さらには国勢調査及び参議院議員選挙の委託金の皆増によるものでござ

います。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

16款財産収入につきましては、928万2千円で、前年度と比較いたしますと747万6千円、44.6パーセントの減となっております。

次に、17款寄附金は、前年度と同額の4千円を計上いたしました。

次に、18款繰入金につきましては、6億7千353万4千円で、前年度と比較いたしますと1億8千798万2千円、21.8パーセントの減となっております。

次に、19款繰越金は、前年度と同額の1億円としております。

次に、20款諸収入につきましては、2億419万5千円で、前年度と比較いたしますと231万円、1.1パーセントの増となっております。

続きまして、21款市債につきましては、13億5千480万円で、地方債依存度は7.6パーセントとなっております。前年度と比較いたしますと4億4千530万円、49.0パーセントの増となっております。

歳入予算の説明につきましては以上でございます。

詳細につきましては、62ページから84ページとなっておりますので、ご参照の方をお願いしたいと思います。

続きまして、歳出予算についてご説明をいたします。9ページをごらん願いたいと思います。

初めに、1款議会費につきましては、2億24万円で、前年度と比較いたしますと681万円、3.3パーセントの減となっております。

次に、2款総務費につきましては、20億5千617万1千円で、前年度と比較いたしますと9千470万円、4.8パーセントの増となっております。

次に、3款民生費につきましては、64億2千679万1千円で、前年度と比較いたしますと13億5千425万2千円、26.7パーセントの増となっております。これにつきましては、歳入の方でもご説明いたしましたように、こども手当創設に伴う増によるものが主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては、21億205万円で、前年度と比較いたしますと1億2千388万8千円、6.3パーセントの増となっております。これにつきましては、児童医療費助成事業として、対象者を小学校6年生まで拡大したこと、並びに新規事業として前立腺がんの検診を実施すること。また、女性特有のがん検診の一部無料化につきましては、今年度に引き続き継続することによるものでございます。

続きまして、5款農林水産業費でございますが、2億6千199万5千円で、前年度と比較いたしますと887万7千円、3.3パーセントの減となっております。

次に、6款商工費につきましては、1億6千735万1千円で、前年度と比較いたしますと2千481万円、17.4パーセントの増となっております。これにつきましては、消費生活センターの開設及び今年度より、ふるさと雇用再生特別基金事業として実施をしております。

ますアンテナショップ「ぼっち」を引き続き事業展開することによるものでございます。

続きまして、10ページをごらん願いたいと思います。

7款土木費につきましては、11億5千677万円で、前年度と比較いたしますと1億906万3千円、8.6パーセントの減となっております。これにつきましては、市道114、116、210号線交差点改良工事を新たに事業化をいたしますが、八街駅北側地区土地区画整理事業、それから、まちづくり総合支援事業、文違1号線道路改良事業並びに道路整備事業等での減が主な理由となっております。

なお、当初予算ベースの比較では減となっておりますが、平成21年度、国の第2次補正予算におきまして、地域活性化きめ細かな臨時交付金が創設をされまして、本市に1億3千322万7千円が交付される予定となっております。土木費におきましては、市内道路舗装修繕、それから道路排水施設整備事業として7千万円、そのほか、公共施設、または公共用施設の修繕等に約4千万円を平成21年度3月補正予算に計上をしているところでございまして、本当初予算とあわせて切れ目なく事業を実施できるものとなっております。

次に、8款消防費につきましては、12億3千132万5千円で、前年度と比較いたしますと568万9千円、0.5パーセントの増となっております。

続きまして、9款教育費につきましては、16億8千167万3千円で、前年度と比較いたしますと4千180万3千円、2.4パーセントの減となっております。

次に、10款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費として、前年度と同額の1千円を計上しております。

続きまして、11款公債費につきましては、25億520万3千円で、前年度と比較いたしますと7千329万8千円、3.0パーセントの増となっております。

次に、12款諸支出金につきましては、土地開発基金費として208万3千円を計上しております。前年度と比較いたしますと16万8千円、7.5パーセントの減となっております。

続きまして、11ページをごらん願います。

13款予備費につきましては、2千834万7千円で、前年度と比較いたしますと8万4千円の増となっております。

歳出予算の説明につきましては以上でございしますが、詳細につきましては、87ページから286ページに記載をしておりますので、ご参照を願いたいと思います。

以上をもちまして、平成22年度八街市一般会計予算につきましの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○市民部長（小倉 裕君）

それでは、議案第22号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の17ページをお開きください。

平成22年度当初予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ74億4千698万5千円

に定めるものでございます。前年度と比較しますと、2億3千550万3千円、率にして3.3パーセントの増となります。

また、第2条の一時借入金は、一時借り入れをしなければならない事態が生じた場合の対応として、限度額を6億円と定めるものでございます。

続きまして、予算書の18、19ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の国民健康保険税24億2千765万6千円につきましては、一般被保険者、退職被保険者、それぞれの医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援分としての保険税であり、前年度と比較しますと3千501万5千円、率にして1.4パーセントの減となります。

2款の国庫支出金につきましては、21億6千455万5千円を計上いたしました。前年度と比較しますと1億1千843万2千円、率にして5.8パーセントの増となります。主なものは、療養給付費負担金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分及び高額医療費共同事業医療費拠出金に対する国の負担分でございます。

3款の療養給付費交付金2億99万8千円につきましては、退職者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。前年度と比較しますと、退職被保険者数が微増していることから、4千792万4千円、率にして31.3パーセントの増となります。

4款前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じて納付金として徴収し、これを各保険者に分配するもので、7億7千369万2千円を見込みました。前年度と比較しますと262万3千円、率にして0.3パーセントの減となります。

5款の県支出金4億1千420万1千円につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金に対する県の負担分と県財政調整交付金でございます。前年度と比較しますと2千319万6千円、率にして5.9パーセントの増となります。

6款の共同事業交付金10億5千694万円につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金であり、前年度と比較しますと1億3千21万4千円、率にして14.1パーセントの増となります。

7款の繰入金は、3億8千548万4千円を計上いたしました。前年度と比較しますと2千162万8千円、率にして5.3パーセントの減となります。主なものは、1項基金繰入金4千343万3千円は、国民健康保険特別会計財政調整基金からの繰入金です。

2項一般会計繰入金3億4千205万1千円は、一般会計からの繰出基準に基づく保険基盤安定、出産育児一時金などの繰入金でございます。

8款の繰越金は、21年度からの繰り越しを見込額として、1千万1千円を計上いたしました。

9款の諸収入につきましては、1千345万8千円を計上いたしました。主なものは、雑入のうち第三者行為による医療費納付金などでございます。

+

なお、詳細につきましては、305ページから310ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

次に、歳出でございますが、予算書の20、21ページをお開きください。

1款の総務費は、4千934万5千円を計上いたしました。主なものとしまして、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収などに必要な諸経費でございます。

2款の保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費で、45億2千824万3千円を計上いたしました。前年度と比較しますと1億2千234万7千円、2.8パーセントの増となります。主なものは、現物給付となる療養給付費、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などでございます。

また、出産育児諸費として年間158件分、葬祭諸費として年間152件分を見込み、計上いたしました。

3款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度への費用負担分として、12億2千67万8千円を計上いたしました。前年度と比較しますと1億4千977万2千円、率にして14パーセントの増となります。

次に、4款前期高齢者納付金等ですが、歳入で説明しましたとおり、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、調整分として356万1千円を計上いたしました。

5款の老人保健拠出金につきましては、過年度分の精算となっており、支出額が見込めないため、存目計上となっております。

6款の介護納付金5億2千257万6千円につきましては、2号被保険者分で、これは国からの指示に基づき算出した額でございます。

7款の共同事業拠出金10億6千32万4千円につきましては、高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業の拠出金を計上いたしました。

8款の保健事業費4千830万4千円につきましては、特定健康診査・保健指導に係る経費などで、前年度と比較しますと1千174万8千円、率にして32.1パーセントの増となります。

9款の公債費175万円につきましては、一時借入金の利子を計上いたしました。

10款諸支出金につきましては、720万2千円を計上いたしました。主なものは、過年度分の保険税過誤納還付金などでございます。

11款の予備費につきましては、500万円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、311ページから322ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第23号、平成22年度八街市老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

25ページをごらんください。

平成22年度の予算編成につきましては、平成19年度以前の未処理分の医療費等と、こ

れに伴う交付金等の精算のため、引き続き計上いたしました。

第1条において、平成22年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146万7千円に定めるものでございます。前年度と比較しますと1千506万7千円、率にして91.1パーセントの減となります。

続きまして、予算書の26ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の支払基金交付金23万2千円につきましては、老人医療費及び診療報酬明細書、審査支払手数料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。

2款国庫支出金15万4千円につきましては、老人医療費に係る国の負担分を計上いたしました。

3款県支出金3万8千円につきましては、老人医療費に係る県の負担分を計上いたしました。

4款繰入金4万1千円につきましては、老人医療費に係る市の負担分を計上いたしました。

5款繰越金につきましては、21年度からの繰越見込額として99万9千円を計上いたしました。

6款諸収入3千円につきましては、医療費返納金及び第三者行為による医療費納付金を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、329ページから331ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出でございますが、予算書の27ページをお開きください。

1款医療諸費46万5千円につきましては、現物給付となる医療給付費、現金給付となる医療費支給費及び診療報酬明細書審査支払手数料を計上いたしました。

2款の諸支出金2千円につきましては、存目計上でございます。

3款予備費100万円は、平成21年度と同額を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、332ページから333ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第24号、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

31ページをごらんください。

平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算は、第1条では、本年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9千372万円に定めるものでございます。前年度と比較しますと1億203万8千円、率にして35.0パーセントの増となります。

続きまして、予算書の32ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率は均等割が1人当たり年間3万7千400円、所得割が7.29パーセントとなり、試算した結果、3億445万7千円を計上いたしました。前年度と比較しますと9千305万1千円、

率にして44.0パーセントの増となります。

2款繰入金8千726万1千円は、一般管理費や賦課徴収費の事務費分としての繰り入れと低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする保険基盤安定繰入金を計上いたしました。前年度と比較しますと698万8千円、率にして8.7パーセントの増となります。

3款繰越金は、21年度からの繰越見込額として計上いたしました。

4款諸収入は、延滞金と雑入をそれぞれ存目計上でございます。

なお、詳細につきましては、339ページから340ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出でございますが、予算書の33ページをお開きください。

1款総務費397万1千円につきましては、各申請書や決定通知等の郵送に係る経費としての一般管理費と保険料の徴収に関わる経費としての賦課徴収費でございます。前年度と比較しますと、13万1千円、率にして3.2パーセントの減となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億8千674万9千円は、後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と保険料軽減分の保険基盤安定化繰入金の合計額を計上しております。前年度と比較しますと1億32万7千円、率にして35.0パーセントの増となります。

3款諸支出金は保険料の還付加算金として、200万円を計上いたしました。

4款は、予備費で100万円を計上しております。

なお、詳細につきましては、341ページから342ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第25号、平成22年度八街市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成22年度の予算編成につきましては、平成21年度から23年度を期間とする第4期介護保険事業計画の給付見込額等を踏まえまして、保険給付費などの歳出を見込んだ後、介護保険料、国庫支出金などの歳入を算出したものでございます。

それでは、予算書の37ページをお開きください。

まず、第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5千856万3千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと1億7千849万6千円、率にして6.7パーセントの増となります。

第2条におきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をするため、事項、期間及び限度額を42ページの第2表債務負担行為のとおり定めるものでございます。

第3条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、38ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

1 款保険料でございますが、5 億 8 千 6 3 2 万 2 千円の計上で、前年度と比較しますと 2. 8 パーセントの増となります。これは、第 1 号被保険者数の増加によるものでございます。

次に、2 款分担金及び負担金につきましては、前年度と同額の 1 2 5 万 2 千円の計上で、地域支援事業に係る利用者の方の自己負担金でございます。

3 款国庫支出金でございますが、5 億 7 千 6 5 9 万 7 千円の計上で、前年度と比較しますと 6. 8 パーセントの増となっております。

1 項国庫負担金の 4 億 9 千 3 2 2 万円の計上につきましては、介護給付費等に対する国の負担金でございます。

2 項国庫補助金の 8 千 3 3 7 万 7 千円の計上につきましては、調整交付金と地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

次に、4 款支払基金交付金でございますが、8 億 3 千 7 4 1 万 3 千円の計上で、前年度と比較いたしますと 6. 8 パーセントの増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、5 款県支出金につきましては、4 億 1 千 8 2 5 万 5 千円の計上で、前年度と比較しますと 6. 2 パーセントの増となっております。

1 項県負担金 4 億 1 千 7 7 万 9 千円の計上につきましては、介護給付費等に対する県の負担金でございます。

2 項県補助金 7 4 7 万 6 千円の計上につきましては、地域支援事業に要する県からの交付金でございます。

次に、6 款財産収入につきましては、介護給付費準備基金積立金利子 1 千円を存目計上するものでございます。

次に、7 款繰入金につきましては、4 億 3 千 7 7 1 万 8 千円の計上で、前年度と比較しますと 1 2. 3 パーセントの増となっております。

1 項一般会計繰入金 3 億 8 千 7 8 7 万円の計上につきましては、介護給付費、事務費及び地域支援事業に要する市負担金でございます。

2 項基金繰入金 4 千 9 8 4 万 8 千円の計上につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金であります。

次に、8 款諸収入につきましては、5 千円の計上でございます。

次に、9 款繰越金につきましては、前年度と同額の 1 0 0 万円の計上でございます。

歳入予算の説明は以上でございます。

詳細につきましては、3 4 7 ページから 3 5 1 ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして 4 0 ページをお開きください。

歳出予算につきましてご説明申し上げます。

1 款総務費につきましては、3 千 2 6 9 万 9 千円の計上で、前年度と比較しますと 3. 7 パーセントの増となっております。

1 項総務管理費は 3 8 万円の計上で、介護保険関係の参考図書、パンフレット等の購入費

+

が主なものでございます。

2項徴収費は447万2千円の計上で、これは介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

3項介護認定審査会費につきましては、2千784万7千円の計上で、介護認定審査会委員の報酬、主治医意見書記載手数料等でございます。

次に、2款保険給付費につきましては27億8千153万9千円の計上で、前年度と比較しますと1億8千13万1千円、6.9パーセントの増となっております。

1項介護サービス等諸費24億5千229万円及び2項介護予防サービス等諸費1億6千600万円の計上につきましては、要介護、要支援認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。

3項高額介護サービス等費4千579万2千円の計上につきましては、介護サービスに係る1割の自己負担が一定金額を超えるときに、超えた部分を支給する経費でございます。

4項高額医療合算介護サービス等費110万円の計上につきましては、これは各医療保険における世帯内で1年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5項その他諸費331万5千円の計上につきましては、介護報酬等審査支払手数料等でございます。

6項特定入所者介護サービス等費1億1千304万2千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。

次に、3款地域支援事業費4千232万3千円の計上につきましては、要介護、要支援状態になることを予防する介護予防事業、高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業及び家族支援などの任意事業の実施に要する経費で、前年度と比較しますと7.2パーセントの減となっております。

1項介護予防事業費988万5千円の計上につきましては、生活機能評価、運動器、口腔器の機能向上、栄養状態の改善等の実施に要する経費でございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費3千243万8千円の計上につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス、福祉用具支給費等に要する経費でございます。

次に、4款基金積立金1千円の計上につきましては、介護給付費準備基金への積み立てでございます。

次に、5款諸支出金100万1千円の計上につきましては、第1号被保険者保険料還付金等でございます。

次に、6款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

歳出予算の説明は以上でございます。

詳細につきましては、352ページから360ページをご参照いただきたいと思います。

以上で、平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算、平成22年度八街市老人保健特

別会計予算、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、平成22年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（北村新司君）

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時44分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育次長（尾高幸子君）

それでは、議案第26号、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の45ページをごらんください。

ここでは、平成22年度の八街市学校給食センター事業特別会計の予算について定めております。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2千241万6千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、46ページ、47ページの第1表歳入歳出予算によるものとしており、前年度と比較いたしますと1.9パーセント、1千409万4千円の減でございます。

46ページの第1表をごらんください。最初に歳入につきましてご説明いたします。

1款使用料及び手数料、本年度予算額1千円でございます。前年度と同額で、敷地内に立っております電柱設置場所使用料でございます。

2款繰入金、本年度予算額3億4千83万2千円で、前年度と比較いたしますと405万3千円、1.2パーセントの増となっております。歳入予算総額の47.2パーセントを占めており、一般会計からの繰入金でございます。

3款繰越金、本年度予算額300万円で、前年度と同額でございます。歳入予算総額の0.4パーセントを占めております。

4款諸収入、本年度予算額3億7千858万3千円で、前年度と比較いたしますと1千814万7千円、4.6パーセントの減でございます。歳入予算総額の52.4パーセントを占めております。給食費の収入が主なものでございます。減額の主な理由といたしましては、児童・生徒の減少によるものでございます。

47ページをごらんください。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、本年度予算額1億7千793万9千円で、前年度と比較いたしますと、74

2万6千円、4.4パーセントの増でございます。歳出予算総額の24.6パーセントを占めております。一般職技能職員の人件費、調理場施設維持管理費が主なものでございます。増額の主な理由といたしまして、新システムにより給食費収納管理を行うための機器賃借料の増でございます。

2款事業費、本年度予算額5億1千510万4千円で、前年度と比較いたしますと、2千146万8千円、4パーセントの減でございます。歳出予算総額の71.4パーセントを占めております。これは、学校給食の賄い材料費、第1調理場調理業務民間委託及び学校給食配送業務委託費のほか、給食調理業務に要する経費でございます。減額の主な理由といたしましては、児童・生徒数の減による賄材料費の減でございます。

3款公債費、本年度予算額2千837万3千円で、前年度と比較いたしますと5万2千円、1.8パーセントの減となっております。歳出予算総額の3.9パーセントを占めております。これは、学校給食センター第2調理場建設に伴う起債の償還金の元金及び利子でございます。

4款予備費、本年度予算額100万円で、前年度と同額でございます。

歳入歳出の詳細につきましては、367ページから374ページの歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください

以上で、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計予算の概要について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

+

+

○建設部長（並木 敏君）

それでは、議案第27号、平成22年度八街市下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書51ページをごらん願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千251万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、52ページから53ページの第1表歳入歳出予算によるものとしております。前年度と比較いたしますと0.3パーセント、201万1千円の減でございます。

第2条におきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、54ページの第2表地方債によるものとしております。

第3条におきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合についてを定めるものでございます。

続きまして、52、53ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

歳入1款分担金及び負担金につきましては950万円の計上で、前年度と比較いたしますと2.2パーセント、20万円の増でございます。これにつきましては、賦課対象面積の増によるものであります。

2 款使用料及び手数料につきましては、2 億5 千7 万9 千円の計上で、歳入予算の3 3. 6 パーセントを占めております。前年度と比較いたしまして、1 5. 7 パーセント、3 千3 9 6 万9 千円の増でございます。これにつきましては、下水道使用料改定によるものです。

1 項使用料といたしましては、2 億5 千1 万4 千円で、前年度と比較いたしますと1 5. 7 パーセント、3 千3 9 9 万4 千円の増でございます。

2 項手数料といたしましては、6 万5 千円で、前年度と比較いたしますと2 7. 8 パーセント、2 万5 千円の減でございます。

3 款国庫支出金につきましては、2 千3 0 0 万円の計上で、前年度と比較いたしますと1 5 パーセント、3 0 0 万円の増でございます。これにつきましては、管路施設の維持管理に係る計画策定業務を新規計上したことによるものです。

4 款繰入金につきましては、2 億3 千3 2 6 万円の計上で、歳入予算の3 1. 4 パーセントを占めております。前年度と比較いたしまして1 0. 9 パーセント、2 千8 4 6 万9 千円の減でございます。

5 款繰越金につきましては、3 千1 0 0 万円の計上で、前年度と比較いたしますと1 1. 4 パーセント、4 0 0 万円の減でございます。

6 款諸収入につきましては、2 8 7 万1 千円の計上で、前年度と比較いたしますと5 2. 0 パーセント、3 1 1 万1 千円の減でございます。これにつきましては、大池調整池用地の購入に係る元利償還の猶予、返済期間の繰り延べによる一般会計負担金の減によるものです。

1 項延滞金加算金及び過料といたしましては、前年度同額の1 万円でございます。

2 項雑入といたしましては、2 8 6 万1 千円で、前年度と比較いたしますと5 2. 1 パーセント、3 1 1 万1 千円の減でございます。

7 款市債につきましては、1 億9 千2 8 0 万円の計上で、地方債依存度2 6 パーセントでございます。前年度と比較いたしまして1. 8 パーセント、3 6 0 万円の減でございます。

歳入予算の詳細につきましては、3 8 9 ページから3 9 1 ページに記載のとおりでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

1 款下水道事業費につきましては、3 億3 千8 5 5 万4 千円の計上で、歳出予算の4 5. 6 パーセントを占めております。前年度と比較いたしまして2. 9 パーセント、1 千1 6 万7 千円の減でございます。これにつきましては、大池調整池用地の購入に係る元金償還の猶予、返済期間の繰り延べによるものです。

1 項総務管理費といたしましては、1 億6 千4 2 万9 千円で、前年度と比較いたしますと3. 4 パーセント、5 6 4 万1 千円の減でございます。

2 項下水道建設費といたしましては、1 億7 千8 1 2 万5 千円で、前年度と比較いたしますと2. 5 パーセント、4 5 2 万6 千円の減でございます。

2 款公債費につきましては、4 億2 9 5 万6 千円の計上で、歳出予算の5 4. 3 パーセントを占めております。前年度と比較いたしまして2. 2 パーセント、8 6 5 万6 千円の増で

ございます。

3款予備費につきましては、100万円の計上で、前年度と比較いたしまして33.3パーセント、50万円の減でございます。

歳出予算の詳細につきましては、392ページから400ページに記載のとおりです。

以上をもちまして、平成22年度八街市下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水道課長（醍醐文一君）

それでは、議案第28号、平成22年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお開きくださるようお願いいたします。

最初に第2条、業務の予算量でございますが、年度末の給水件数を1万3千888戸、年間総配水量458万1千534立方メートル、一日平均配水量1万2千552立方メートルを見込み、主な建設改良工事としまして、配水管更新工事、第2配水場2系電気設備更新工事を予定するものでございます。

続きまして、第3条でございますが、収益的収入及び支出及び第4条の資本的収入及び支出につきましては、5ページ目をお開きいただきまして、ご説明いたします。

5ページ目でございますが、実施計画書により説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収入では、第1款水道事業収益が11億524万円で、前年度と比較しまして、マイナス2千23万4千円で、率にしまして1.8パーセントの減となっております。

この内訳でございますが、第1項営業収益は8億7千750万円で、前年度と比較しまして、マイナス247万8千円、率にして0.3パーセントの減であり、これは主に給水収益でございます。

第2項営業外収益2億2千774万円で、これは前年度と比較しまして、マイナス1千775万6千円、率にしまして7.2パーセントの減でございます。これの主なもの、2目他会計及び県からの補助金並びに給水申し込み負担金であります。

続きまして、支出でございますが、第1款水道事業費用が10億9千729万3千円で、前年度と比較しまして、マイナス1千833万8千円、率にしまして1.6パーセントの減でございます。

第1項営業費用10億597万2千円の主なものは、1目原水及び浄水費5億3千627万2千円で、主にこれは印旛広域水道からの受水費であります。

2目配水及び給水費2億635万7千円は、職員4名分の人件費及び水道施設運転管理及び配水施設の修繕、動力費等でございます。

4目総係費8千991万1千円は、職員5名分の人件費並びに委託料等であり、5目につきましては、減価償却費1億6千872万7千円でございます。

次に、第2項営業外費用9千32万1千円の主なものは、1目の支払利息でございまして、

企業債の支払利息であり、また、第3項予備費につきましては、例年どおりの100万円の計上をお願いするものでございます。

続いて、6ページをお開きくださるようお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入では第1款資本的収入が4億9千72万1千円で、前年度と比較し、プラス3億1千800万2千円、率にしまして284.1パーセントと大幅な増となっておりますが、これの主なものとは老朽化した榎戸の2系の配水場の更新工事による増によるものでございます。

内訳でございますが、建設工事に伴う財源としまして、1項企業債4億3千127万1千円、2項出資金3千944万9千円、3項補助金1千800万円、4項負担金200万円及び5項寄附金1千円を見込むものであります。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出6億4千701万2千円で、前年度と比較しまして、2億8千172万5千円で、率にしまして177.1パーセントの増となっております。

内訳であります。第1項建設改良費の主なものでございますが、これは、2目施設費4億4千498万円でございまして、これは石綿セメント管更新工事として、21年度に引き続き市道一区39号線のほか、延長741メートル及び国道409号ほかを延長400メートルを布設替えを行うほか、並びに更新工事に伴う舗装の本復旧負担金でございます。

また、老朽化しております、第2配水場2系の電気設備工事を22年度から実施いたしますのでございます。

次に、3目拡張整備費4千510万9千円は、職員3名分の人件費及び21年度で実施いたしました市道朝日36号線延長1千20メートルの舗装、本復旧費でございます。

次に、第2項、企業債償還金1億5千598万5千円につきましては、企業債の元金でございます。

また、1ページにお戻りいただきまして、第4条のところの括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億5千629万1千円は、過年度分損益勘定留保資金等1億5千629万1千円で補てんするものでございます。

2ページ目をお開きいただきまして、第5条、債務負担行為は、第2配水場2系電気設備更新工事を22年度から24年度までの3カ年間で予定するもので、限度額を定めるものであります。

第6条は、管路近代化及び第4次拡張事業並びに配水場電気設備工事更新工事に要する企業債について、目的、限度額等を定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合を消費税納付額と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費及び交際費を定めるものであります。

第9条は、他会計補助金として、市営業対策費補助金及び繰出基準に基づく水道広域化対

策等に要する経費等としまして、1億422万3千円と定めるものであります。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を1千684万4千円と定めるものでございます。

以上で、平成22年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北村新司君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

最初に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり適任と認めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり適任と認めることに決定しました。

次に、議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号は、同意することに決定しました。

日程第5、休会の件を議題とします。

明日23日から24日までの2日間を議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

明日、23日から24日までの2日間を休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

2月25日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。
議員の皆様に申し上げます。3月3日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は2月26日、午後4時までに通告書を提出するようお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時34分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議席の一部変更
4. 議案の上程
 諮問第1号、議案第1号から議案第28号
 提案理由の説明
 諮問第1号、議案第1号
 質疑、委員会付託、討論省略、採決
5. 休会の件

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第2号	八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	八街市交通安全条例の制定について
議案第8号	八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第10号	市道路線の廃止について
議案第11号	市道路線の変更について
議案第12号	市道路線の認定について
議案第13号	平成21年度八街市一般会計補正予算について
議案第14号	平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第15号	平成21年度八街市老人保健特別会計補正予算について
議案第16号	平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第17号	平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第18号	平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
議案第19号	平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

- 議案第20号 平成21年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第21号 平成22年度八街市一般会計予算について
- 議案第22号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第23号 平成22年度八街市老人保健特別会計予算について
- 議案第24号 平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第25号 平成22年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第26号 平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成22年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成22年度八街市水道事業会計予算について

+

+

+

+

+

+

+

+

+

+